

埼玉県建設国民健康保険組合

法令遵守マニュアル

令和8年4月1日改定

目 次

第1章	はじめに	2
1	法令遵守の意義	2
第2章	法令遵守体制の整備	3
1	法令遵守体制の基本的考え方	3
2	法令遵守体制の整備に関する基本方針	3
3	法令遵守のための実践計画	4
4	遵守すべき関係法令及び内部規程	5
5	法令遵守担当理事及び役職員の職責	6
第3章	不祥事故未然防止のための取り組み	7
1	不祥事故の定義及び範囲	7
2	内部けん制機能の充実	7
第4章	不祥事故発生時の対応	8
第5章	処 分	8
1	当事者	8
2	管理監督者	8
3	処分内容	8

第1章 はじめに

国民健康保険組合（以下「国保組合」という）は、国民健康保険法に定められた公法人として、わが国の公的医療保険制度を担っており、国庫補助や都道府県補助を受けるとともに、被保険者から保険料を徴収するなど、公共性と倫理観に基づく社会的責任を求められる団体である。

このマニュアルは、法令遵守を徹底した事業運営を目指し、不祥事故を未然に防止するために、全ての役職員が誠実な業務を行うための指針とするものである。

1 法令遵守の意義

法令遵守とは、法律や規則を遵守することであるが、単に法令に違反しないだけでなく、社会的規範に違反しないことや倫理（モラル）を守ることにも含むものである。

しかし、一部の国保組合で平成21年に被保険者の無資格加入問題が発覚し、不適正な事業運営、不祥事について厚生労働省から、国庫補助金の返還命令を含む行政処分が行われた。

この事態を踏まえ、全ての国保組合に対して法令遵守が改めて求められ、平成22年9月、国保組合格約例が改正され、当国保組合も平成23年4月に規約改正を行った。

埼玉県建設国民健康保険組合 規約（当時）

（組合会の議決）

第31条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

（1）（省略）

（2）法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更。

（3）（省略）

（コンプライアンス担当理事）

第42条の3 理事のうち1名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、理事がこれを互選する。

2. 法令遵守（コンプライアンス）担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合の業務を行う。

（施行期日）

1. 規約の改正は、平成23年4月1日から施行する。

第2章 法令遵守体制の整備

1 法令遵守体制の基本的考え方

第一に、最高意思決定機関である組合会の議決を経て、法令遵守体制の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という）を定めることとし、その上で、業務執行機関である理事会が基本方針に基づき実践計画を定め、これにしたがって業務を執行するとともに、監事はその執行状況を監査する。

2 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針

I 趣 旨

埼玉県建設国民健康保険組合（以下「組合」という）は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営を国民健康保険法、その他の関係法令に基づき適正に行えるよう、法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針を定める。

II 法令遵守に関する基本的考え方

組合の役職員（委託契約に基づく建設埼玉の各地区本部に所属する書記局員を含む）は、国民健康保険法、その他関係法令並びに組合の規約及び規程、その他の決定事項を遵守し、組合員及び被保険者の信頼に応えるとともに、公的医療保険制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たす。

III 法令遵守のための組織体制

組合は法令遵守のために、次のとおり組織体制を整備する。

- ① 組合の理事のうち1名を法令担当理事として選任する。
- ② 法令担当理事には、組合の業務を実施する部門より独立した立場から、法令遵守に関する業務が行えるよう、業務改善の指導、関連文書の提出要求などの権限を付与する。
- ③ 建設埼玉へ委託した地区本部業務においても、法令遵守体制が確保できるよう、委託契約に法令遵守に関する事項を明記する。

IV 実践計画の策定・評価

組合は法令遵守のために、組合会の承認を得て具体的な実践計画を策定し、理事会、組合会等において実践計画の報告・評価を行い、適切な内容となるよう見直しを図る。

V 監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査する。

VI 責任追及等

組合は、役職員が法令等に違反する行為を行ったときは、その責任を追及し、厳正かつ公平な懲戒処分を行う。

附 則 1 この基本方針は、平成23年4月1日より施行する。

3 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

埼玉県建設国民健康保険組合の法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針に基づき、実践計画を次のとおり策定する。

I 法令遵守マニュアル等の策定

役職員が遵守すべき法令・規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。

- ① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。
- ② 法令・規則に基づき、適正な業務が推進できるように「事務の手続き」を作成し、役職員全員に配布する。

II 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、役職員に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① 母体組合機関紙（建設埼玉）により、法令遵守の周知を行う。
- ② 役職員を対象に、法令遵守を徹底するための学習会や研修会を実施する。

III 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署、同一業務に従事させないように人事ローテーション（運営に支障をきたす場合を除く）を実施するとともに、会計処理規程に基づく業務は、複数の職員により執行することとする。

IV 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

- ① 役職員が把握した組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事等に速やかに報告すること。
- ② 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。
- ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

V 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いがある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等へ速やかに報告する。

- ① 法令遵守担当理事等は、規約及び規程に則り、理事会に報告すること。
- ② 理事長は、法令等に従い埼玉県（監督官庁）に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行うこと。

VI 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

4 遵守すべき関係法令等及び内部規程

I 関係法令

(1) 事業運営全般

- ・ 国民健康保険法
- ・ 国民健康保険施行令
- ・ 国民健康保険施行規則等の厚生労働省令
- ・ 関係通知
- ・ 国民健康保険組合規約
- ・ 個人情報保護法
- ・ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

(2) 資格管理

- ・ 国民健康保険法
- ・ 健康保険法
- ・ 国民年金法及び厚生年金保険法
- ・ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

(3) 財務管理及び補助金

- ・ 国民健康保険法等
- ・ 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・ 会計法

II 規約及び規程

(1) 埼玉県建設国民健康保険組合 規約

(理事の職務)

第46条 理事は、法令、規約及び組合会の議決を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(職員)

第52条 この組合に次の職員を置く。

- (1) 事務長 1名
- (2) 事務次長 若干名
- (3) 職員 若干名

2. 事務長及び事務次長は、理事会の同意を得て理事長が任免する。

3. 事務長は職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の

事務を誠実に行わなければならない。

4. 事務次長は事務長を補佐し、事務長事故あるときは、その職務を代行する。

5. 職員は理事長が任免する。

6. 職員は、事務長及び事務次長の事務を補佐する。

(2) 埼玉県建設国民健康保険組合 事務局規程

(解雇)

第 28 条 事務局員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

- ① 規約及び規程に違反したとき
- ② 職務上の責務を怠り、又は勝手な行動をしたとき
- ③ 故意に反組合的な行動をしたり、組合の決定に従わなかったとき
- ④ 心身の故障により職務の遂行に支障があり、これに堪えられないと判断されたとき
- ⑤ 勤務状況が不良で改善の見込みがないとき
- ⑥ 勤務成績又は業務能率が不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないとき
- ⑦ 試用期間における作業能率又は勤務態度が不良で、事務局員として不適格であると認められたとき
- ⑧ 組合の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずる やむを得ない事由により、組合運営の縮小・転換又は事務所の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき
- ⑨ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき

(2) 前項の規定により事務局員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をする。予告しないときは、平均賃金の 30 日分以上の手当を解雇予告手当として支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

(3) 本条第 1 項の理由により解雇通知を受けた事務局員は、その決定に不服の場合には、至近に開催される理事会員会に対し、異議申し立てを行うことができる。

(4) 理事会は異議申し立てに対し議題として取り上げ、弁明の機会を与え審議しなければならない。

(5) 本条第1項の規定による解雇に際し、当該事務局員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

5 法令遵守担当理事及び役職員の職責

I 法令遵守担当理事の選任

令和4年7月26日開催の第108回組合会において、法令遵守担当理事(以下「担当理事」という)として、渋谷志保理事を選任する。

担当理事には、法令遵守に関する業務を行うために必要な権限(関連文書の提出要求、調査の報告要求、業務改善の指導等)を付与する。

II 担当理事

担当理事は、基本方針に基づき、以下の組合の法令遵守事項を統括する。

- ① 法令遵守に関する取り組みの企画立案及び調整。
- ② 役職員に対する法令遵守に関する研修等の実施。
- ③ 役職員からの法令遵守に関連する情報の通報受理及び相談等の対応。
- ④ 法令遵守に関する状況の把握、調査の実施。
- ⑤ 監事監査若しくは内部検査又は行政による検査に係る指摘事項に対する改善措置状況の把握及び改善に向けた措置の実施。

III 役員

- ① 理事は、誠実かつ率先し法令遵守に取り組むとともに、役職員の法令遵守に関する意識の向上及び体制・運営の確立に努めなければならない。
- ② 監事は、組合の法令遵守に関する業務について、担当理事から報告を受け、執行状況を監査する。

IV 職員

職員は、法令遵守を重視し、良識ある行動を心がけ、誠実かつ公正に業務を遂行するとともに自己研鑽に努める。

第3章 不祥事故未然防止のための取り組み

1 不祥事故の定義及び範囲

実践計画に定める、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被

保険者の利益が著しく阻害されるものとして、以下の事例に該当する行為等を「不祥事故」として定義する。

ただし、役職員の過失によらない業務上の事故は、不祥事故として取り扱わない。

- ① 国保組合の業務を遂行するに際して、法令、組合規約、規程等に違反する行為のうち、当該業務の遂行に重大な影響を与えるもの。
- ② 国保組合の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為。
- ③ 現金の盗難及び紛失事故。
- ④ 国保組合の財産に損失を与える行為及び組合業務の健全かつ適切な運営に支障をきたす行為又は恐れがある行為で、①から③に掲げる事案に準ずるもの。
- ◎ 組合財産に多大な損害を与えた場合や、組合が管理するシステム情報の改ざん・き損、個人情報漏洩、守秘義務違反等の事案。
- ◎ 国保組合の信用を失墜させる犯罪等の事案。

2 内部けん制機能の充実

(1) 職員相互の連携等

不祥事故の発生を未然に防止するため、平素の組合業務において、声かけなどを通じて職員相互が連携を図り、業務処理の注意喚起等に努める。

また、不祥事故等の情報を通報した者（公益通報者）が、不利益を受けないよう保護に努める（公益通報者保護法、平成16年6月18日法律第122号）。ただし、他人を誹謗中傷する情報は、この限りでない。

(2) 役職員研修等の実施

不祥事故未然防止に向けた役職員の認識を深めるため、法令遵守に関する研修を、各種会議等あらゆる可能な機会をとらえ実施するよう努める。

なお、不祥事故未然防止の観点から、担当理事は組合業務の運営・管理の改善に努めるとともに、公益通報を踏まえ、必要に応じ自主的に内部検査を行うこととする。

(3) 職員人事の適正化

運営に支障をきたす場合を除き、原則、担当職員を長期間同一業務に従事させないなど、適切な人事を心がける。

第4章 不祥事故発生時の対応

(1) 担当理事は、不祥事故が発生したと判断された時は、直ちに理事会を開催する。

(2) 理事会は、担当理事からの報告に基づき、不祥事故の原因と経緯等を調査した結果を踏まえ、対応方針を策定する。

- (3) 対応方針は、応急的な対応のみではなく、今後の改善措置も視野に入れて策定する。また、被害者がある場合には、誠意ある対応に配慮する。
- (4) 理事長は、監督官庁に速やかに報告するとともに、取り扱いを協議し、事案によっては、司法当局へ速やかに通報する。
- (5) 個人情報の保護に係る情報や不確実な情報を除き、不祥事故発生時の情報は、公開を原則とする。

第5章 処 分

1 当事者

当事者が職員の場合は、労働基準法及び事務局規程に基づき、理事会において懲戒処分を決定し、組合会に報告する。また、当事者にカウンセリングを実施し、今後の不祥事故に備える。

当事者が役員の場合は、法律その他の法令及び規約並びに理事会の合意を得て、組合会の議決により懲戒処分を決定する。

2 管理監督者

管理監督下にある職員が不祥事故を起こした場合には、管理監督者の責任に応じて、上記1に基づき、管理監督者を処分することができる。

3 処分内容

一般社会における類似の不祥事故を参考とし、慎重に取り扱うことに留意する。